

○道路台帳の図面の写しの提供及び閲覧について

1. 写しの提供について

原則として、出張所において写しを提供することはできません。

東北地方整備局に対して「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年5月14日法律第42号）」による開示手続きを行ってください。

（開示手続きの窓口）

〒980-8602

仙台市青葉区本町3-3-1

仙台合同庁舎B棟11階

東北地方整備局総務部総務課（情報公開室）

代表022-226-2171（内線2388）

ただし、以下の許認可及び道路境界確認・明示の**申請に使用する場合には、例外的に上記の開示手続きによらずに出張所において写しを提供することができます（仙台西国道維持出張所管理区間のものに限ります）**。

- ①道路法第24条（道路管理者以外が行う工事の承認）
- ②道路法第32条第1項及び第3項（道路占用及び変更の許可）
- ③道路法第36条第2項（公益事業者の占用の許可）
- ④道路法第47条の2第1項（特殊車両の通行の許可）
- ⑤道路法第48条の5第1項（自動車専用道路との連結・交差の許可）
- ⑥道路法第91条第1項及び第2項（道路予定区域内の許可）
- ⑦車両制限令第12条（特殊車両の通行の認定）
- ⑧共同溝法第12条第1項（共同溝の占用の申請）
- ⑨共同溝法第17条（占用の権利義務の譲渡に対する認可）
- ⑩電線共同溝法第4条（電線共同溝の占用の申請）
- ⑪電線共同溝法第11条（占用予定者以外の占用の許可）
- ⑫電線共同溝法第12条（占用変更の許可）
- ⑬電線共同溝法第15条第1項（占用の権利義務の譲渡に対する承認）
- ⑭道路境界確認・明示事務

なお、上記に掲げる許認可手続に併せて、又は許認可物件の保守のために同写しを道路交通法第77条（道路の使用の許可）に規定する手続に供する場合については、同写しが上記に掲げる許認可により達成される目的（例：占用物件の設置・管理）と同様の目的のために供されるものであることから、目的外使用とは取り扱いません。

2. 閲覧について

仙台西国道維持出張所管理区間のものに限り、閲覧をすることができます。また、閲覧時において、デジカメ等による撮影も認めます。